

商品概要説明書 【期日指定定期預金】

平成28年4月1日現在

1. 商品名	・期日指定定期預金
2. 販売対象	・個人のお客さまのみ
3. 期間	・最長3年（据置期間1年） ・満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日を指定する時は、その1か月前までに通知することが必要です。 ・預入時のお申し出により、最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続型または元利金継続型）の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1万円以上 1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。
7. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・定期預金を総合口座の担保とすることにより当座貸越をご利用いただけます。 （未成年者は除きます。担保定期預金は自動継続となります。） *貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 *貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）をご利用できます。 （マル優の対象条件等は法令の定めによります。）
10. 期限前解約 時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは 「期日指定定期預金の期限前解約利率」 をご覧ください。）及び預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに払戻します。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの 「金利のご案内（円預金金利）」 をご覧ください。
12. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

<p>13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはコンプライアンス部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。

川崎信用金庫